

日向東臼杵広域連合では、一般廃棄物最終処分場の建設候補地を公募します。

日向市、門川町、美郷町、諸塚村及び椎葉村で構成する日向東臼杵広域連合では、圏域から排出される燃やせるごみの焼却灰や燃やせないごみのうち埋立て処分する不燃物については、現在、日向市一般廃棄物最終処分場において埋立て処理していますが、埋立て終了（満杯）となる時期がせまっていることから、新たな一般廃棄物最終処分場の建設について検討を進めているところです。

最終処分場の建設は、圏域の廃棄物処理にとって重要かつ緊急の課題であるとともに、建設候補地の選定に当たっては、地域住民の皆様のご理解とご協力をいただくことが必要不可欠です。

そのため、日向東臼杵広域連合では、建設計画の取組のひとつとして建設候補地の対象となる土地を公募することとし、次のとおり募集要項を定めました。皆様のご理解のもと、応募をお待ちしています。

## 日向東臼杵広域連合次期広域最終処分場建設候補地募集要項

### 1 施設の概要

#### (1) 建設する施設

一般廃棄物最終処分場

(埋立容量約6万m<sup>3</sup>、管理事務所、浸出水処理施設、防災調整池等)

詳しくは「最終処分場の基礎知識」をご覧ください。

#### (2) 用地面積

約36,000 m<sup>2</sup> (3.6ha) を想定しています。

| 施設区分  |                   | 敷地面積                  |
|-------|-------------------|-----------------------|
| 最終処分場 | 埋立面積              | 10,000 m <sup>2</sup> |
|       | 管理棟、浸出水処理施設、防災調整池 | 4,000 m <sup>2</sup>  |
| その他   | 取付道路、場内道路、法面等     | 22,000 m <sup>2</sup> |

### 2 募集する範囲

応募地が、広域連合清掃センター（ごみ焼却場）を中心に、おおむね片道50kmの範囲内にあること。（円滑な運搬・処理業務を行うためには片道50km以内が限度です。）

具体的には門川町の全域、美郷町及び諸塚村の一部区域内の土地です。詳しくは別紙募集区域図をご覧ください。

なお、構成市町村において、次期広域最終処分場は日向市域外に建設することが意思決定されており、日向市内の土地は対象から除外します。

### 3 応募者資格

#### (1) 地元区長・自治会長等

応募地が複数の区（自治会）にまたがる場合は、連名による応募とします。

#### (2) 土地所有者（個人、法人を含む。）

応募地に複数の土地所有者が存在する場合は、代表者による応募とします。

### 4 応募条件

#### (1) おおむね3～4haの用地面積を確保できること、又はその見込みがあること。

4haを超えても応募は可能です。

#### (2) 地元区（自治会）の同意が得られていること、及び土地所有者全員の同意が得られている、又はその見込みがあること。

応募地の一部又は全部が公有地である場合も応募できます。公有地については同意の必要はありません。

#### (3) 応募地が複数の区（自治会）にまたがる、又は隣接する場合は、関係する区（自治会）の同意が得られていること。

#### (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団もしくは暴力団員が所有する土地でないこと。また、応募を開始した時点以降に暴力団員等から所有権移転した土地でないこと。

<以下、留意いただきたい事項>

#### (5) 応募された土地が、何らかの規制区域等に指定されている場合は、選定の対象から外れることがあります。除外すべき規制区域等については、今後設置予定の（仮称）用地選定検討委員会で決定されますので、現時点ではお答えできません。

### 5 応募方法

土地所有者（個人、法人を含む。）又は応募地の地元区（自治会）長が代表となり、必要書類を下記提出先のいずれかに、持参又は郵送で提出してください。

#### 【提出書類】 提出部数2部（1部はコピー可）

応募申請書

位置図(縮尺 1/5,000 程度)

公図または地籍図の写し

土地所有者一覧表

#### 【提出先・お問合せ先】

〒883-0034

日向市大字富高 2192 番地

日向東臼杵広域連合事務局 業務第1係 ☎53-3401

〒889-0696

門川町本町1丁目1番地

門川町役場環境水道課 処分場受付担当 ☎63-1140

〒883-1101

美郷町西郷田代1番地

美郷町役場町民生活課 処分場受付担当 ☎66-3604

〒883-1392

諸塚村大字家代2683番地

諸塚村役場住民福祉課 処分場受付担当 ☎65-1119

## 6 地域振興策

施設の建設を受け入れていただいた地域の、地域振興事業（まちづくり事業）を実施します。応募用紙にご希望の内容を記入してください。

具体的な事業内容につきましては、計画段階において地元自治会の皆様と相談しながら決定してまいります。

詳しくは「建設候補地の募集に係る質問（Q&A）」をご覧ください。

## 7 募集期間

令和2年12月21日（月）～令和3年3月26日（金）（17時必着）

土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は受付できません。

受付時間は、8時30分から12時、13時から17時の時間帯とします。

## 8 個人情報の取扱い

応募者の個人情報は公表しません。応募地については、選定過程、報告書等において、地域名や図面等を公表する予定です。

## 9 選定方法

今後設置予定の（仮称）用地選定検討委員会において、条件等の適合を審査し段階的に候補地を絞り込む予定です。その過程では区（自治会）等のご意向も判断材料とする予定です。

## 10 その他

- （1）建設する施設の詳細は、ホームページの「最終処分場の基礎知識」をご覧ください。
- （2）応募に関する詳細は、ホームページの「建設候補地の募集に係る質問（Q&A）」をご覧ください。
- （3）地元説明会や現最終処分場の視察対応を行います。ご希望の場合は、応募先までお問い合わせください。